

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）（平成 3 1 年 4 月 1 日）を熟知の上、参加されたい。

- 1 入 札 方 式
- 一般競争入札
- 2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期	摘 要
模型船（M. NO. 755）の製造	仕様書のとおり	1 式	防衛装備庁艦艇装備研究所 （目黒地区）	令和9年3月5日	

- 3 入 札
- ① 日 時 令和 8 年 1 0 月 2 8 日（水） 14時00分
（ただし、郵便による入札は事前に了承を得るものとし、「書留」にて入札期日の前日までに必着するよう当方「分任支出負担行為担当官」あてに送付すること。（初度入札のみ有効。））
- ② 場 所 防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）入札室（庁舎 2 階）
（東京都目黒区中目黒 2－2－1）
- 4 参 加 資 格
- ① 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和 7・8・9 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ④ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者（以下「指名停止期間中の者」という。）でないこと。
- ⑤ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- ⑦ 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- 5 入 札 方 法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 0 0 / 1 1 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保 証 金
- ① 入札保証金 免 除
- ② 契約保証金 免 除
- 7 入 札 の 無 効
- 4 の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
- 8 契約書作成の必要の有無
- 有
- 9 契約をしようとする基本契約条項等
- 製造請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他

① 電子入札・開札システムの利用

本件は、政府電子調達（GEP S）を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により、入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。

《電子入札による入札書受領期間》

公告日から令和8年10月27日（火）17時00分まで（行政機関の休日を除く）。

また、電子入札・開札システムにより難しい者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和8年10月23日（金）17時00分までに下記問い合わせ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

② 端数処理

入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

③

原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官が認めた場合には、この限りではない。

④ 提出資料

（1）防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを入札日の前日までに提出するものとする。

（2）指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を入札日の2日前までに提出するものとする。

（3）委任状については、入札日までに提出するものとする。

⑤

参考見積書は、令和8年10月6日（火）までに提出するものとする。

⑥

指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

⑦

契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

⑧

契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得（地方調達）」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付するものとする。

なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

⑨

入札及び契約心得（地方調達）10.6に該当する場合は、「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」を別途適用する。

入札及び契約心得（地方調達）10.8に該当し、入札及び契約心得（地方調達）

10.6に該当する場合は「生産性向上推進制度に関する特約条項」を別途適用する。

落札者が中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、別に定める「中小企業者に関する質問及び回答」を提出し、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

⑩ 本書記載事項については総務課調達係に照会のこと

〒153-8630

住所 東京都目黒区中目黒2-2-1

TEL 03-5721-7005（内線7062）

品 件 名	模型船（M.No.755）の製造	仕様書番号	SE-08-1-D-0078
		作成年月日	令和 8 年 8 月 25 日
		作成部課名	艦艇・ステルス技術研究部 流体研究室

1. 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、模型船（M.No.755）（以下、「模型船」という。）の製造について規定する。

1. 2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、表 1 のとおりとする。

表 1 用語及び定義

番号	用 語	定 義
1	F P	計画喫水線と船首材前端との交点。
2	A P	計画喫水線と船尾材後端との交点。
3	Ord.	水線長を 20 等分して F P を 1、A P を 21 とした船長方向の位置を示す。

1. 3 引用文書等

1. 3. 1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、特に版を指定するもの以外は、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

1. 3. 1. 1 法令等

(1) 著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）

1. 3. 1. 2 その他

(1) M.No.755 船体線図

(2) M.No.755 船体寸法表

(3) J I S B 0 4 0 5 「普通公差-第 1 部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

1. 3. 2 関連文書

(1) 研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令（昭和 4 8 年防衛庁訓令第 4 9 号）

(2) 研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて（通知）（装技振第 7 2 4 3 号。3 1. 3. 2 9）

2. 製品に関する要求

2. 1 概要

本件は、水上艦船の設計に必要な技術資料を得るための水槽試験（抵抗・波浪中試験）に使用する模型船を製造するものである。

2. 2 構成・数量

構成及び数量は表 2 のとおりとする。

表 2 構成及び数量

番号	品 名	数量	材 質	備 考
1	模型船 (M. No. 755)	1 式		2. 5 項
1-1	船体	1 隻	ウレタン・人工木材等 (構造部材として天然 木材、合板等)	
1-2	型紙	1 枚	紙	模型船実寸大の正面線図
1-3	型板	3 枚	合板等	
1-4	船台	1 式	天然木材、合板等	付図 3

2. 3 材料・部品

材料及び部品は、努めて日本産業規格に規定された材料及び部品を使用するものとする。また、これらの規格以外のもので、社内規格又はその他の材料及び部品を使用する場合は、官の承認を得るものとする。ただし、カタログ品についてはこの限りではない。なお、材料及び部品には民生品の活用を考慮し、コストの低減を図るものとする。

2. 4 設計条件等

2. 4. 1 構造・形状・寸法

構造・形状・寸法は、表 3 及び付図並びに貸付文書を基本とし、詳細は承認図面による。なお、模型主要目を表 3 に示す。

表 3 船体主要目表（参考値）

全長 [m]	約 4.67	水線長 [m]	約 4.53
最大幅 [m]	約 0.667	水線幅 [m]	約 0.667
深さ [m]	約 0.367	計画喫水 [m]	約 0.240
排水容積 [m ³]	約 0.492		

2. 4. 2 寸法精度

寸法精度は付図及び貸付文書に特段の指示がない場合、J I S B 0 4 0 5 の中級による。ただし、以下に示す事項を除く。

- (1) 長さ及び幅及び深さ：±1.0 mm 以内
- (2) 幅及び深さ：±0.5 mm 以内
- (3) 計画線図の寸法表との差：±0.2 mm 以内を目標値とし、実測した寸法表から計算した排水量が 0.5 %以内の誤差となるようにする。
- (4) 船底船体中心線の真直度：±0.5 mm 以内

2. 5 製作方法及び加工方法

2. 5. 1 製作方法

水槽試験用模型船の製作方法として既に確立された製造方法及び加工方法により行うものとし、以下に示す方法のほか、新しい製造方法及び加工方法を採用する場合は、十分試験を実施し、官の承認を受けた後採用するものとする。

2. 5. 2 製作用線図及び切削方法

付図 1 及び貸付文書を参照して、製作用線図を作成し、N C 機械等により切削する。切削データ及び線図作成は、貸付文書の船体寸法表を活用し、模型船の計画喫水において排水量が貸付文書に示す値から±0.5 %以内の誤差となり、かつ船体表面が順整な曲面となるように十分調整を行うこと。その際、調整後の各断面の横断面積係数が貸付文書に示す値から±0.5 %以内の誤差になるように留意するものとする。

2. 5. 3 船体

- (1) 船体外側の表面は、水槽試験用模型船として十分に平滑でかつ、長さ方向、喫水方向ともに順整な曲面となるように仕上げるとともに、エポキシ樹脂または相当品の塗装を 2 回以上行うこと。塗色は 承認図面による。
- (2) 船内の中央付近に、抵抗試験に用いるための曳航棹取付用曳航座を設置する。曳航座の材質は、ラワン材を用い、確実に船体と接合すること。曳航座の寸法及び位置は、承認図面による。また、官が保有する抵抗動力計のアームが船体と干渉しないように、内部の中央付近の構造については考慮すること。
- (3) 船体上面デッキ上の F P と A P のセンターラインに 100 mm 四方以上を基準とした水平面を確保し、ディッピングガイドを木ネジ止めにて取り付け可能な強度とすること。詳細は承認図面による。
- (4) 船内及びデッキは、ニス塗り等による防水処理を行うこと。
- (5) Ord. 2 (付図 1 参照) の位置に付図 2 に示す乱流促進ピンを 10 mm 間隔で高さ 2 mm となるように設置する。設置範囲は貸付文書で指定する。
- (6) 船体は試験機材配置の自由度確保を考慮して、強度上の支障が生じない範囲において船内の空間を広く取ること。
- (7) 陸上作業中に、船体が縦方向に変形しないよう構造に留意すること。
- (8) 船体重量は概ね排水容積の半分以下を目標として製作すること。
- (9) Ord. 11 の側面上端に、デッキ面を下面とする喫水計測用の突起物 (付図 3 参照) を設置すること。詳細な構造及び形状については承認図面による。

2. 5. 4 型紙及び型板

型紙は作製した線図に基づく模型船実寸大の正面線図、型板は作製した線図に基づき Ord. 5, 11, 17 面の 3 断面の表面を正しく型取った、仕上がり確認用の薄板製とする。なお、船型上の制約で検査時に型板を当てるのが困難な場合は、官と相談の上、代わりの断面にて型板を用意すること。

2. 5. 5 船台

付図 4 を参考に、模型船を安定して置け、かつ船台ごとフォークリフト及びクレーン等により運搬可能な寸法、構造、強度とすること。船台と模型船が接する部分は、模型船と似た形状とし、その表面には保護のためのフェルトまたは相当品を貼り付けること。詳細形状は承認図による。

2. 6 外観、その他品質的事項

2. 6. 1 外観は各部仕上がり良好で、ひび、割れ、傷等の欠陥がないこと。

2. 6. 2 目盛り線、文字は付図 1 を参考として次のように記入すること。

なお、船体表面に記入される目盛り線は太さ 3 mm とし、船体中心線以外は前縁または上縁が該当位置を示すようにすること。ただし、下記 (1)、(5) 及び (6) については、中心を基準とする明瞭な細線とする。

(1) 模型中心線：船体表面全周（船体内部含む）、デッキ、曳航治具取付台

(2) 船長 10 等分線：貸付文書で指定する高さに両舷（左舷側は F P, Ord. 11, A P のみ）の船体表面外舷側

(3) 上記 10 等分線及び船尾後面における水平線：

貸付文書で指定する高さにおいて両側各 2 cm の長さで両舷

(4) 計画喫水線：F P, Ord. 11, A P および船尾後面において線の両側各 4 cm の長さで両舷（船尾後面は中心線および両サイド）

(5) 船体中央線：Ord. 11 において船体表面全周及び曳航治具取付台（付図 1 参照）

(6) 船首・船尾線：F P 及び A P においてデッキ面

(7) オーディネート番号：右舷側船長 10 等分線の上端に 1 (F.P.)～21 (A.P.) の文字（奇数のみ）

(8) 「M.No. 755」の文字：両舷の船体中央付近側面上部

3. 検査

3. 1 外観等検査

納入時に契約相手方の立ち会いの下、目視検査を実施する。

3. 2 形状・寸法・質量検査

承認図面に基づき、社内検査成績書により実施する。

3. 3 数量検査

納入時に数量検査を実施する。

4. その他の指示

4. 1 貸付文書

貸付文書は表 4 のとおりとする。

表 4 貸付文書

番号	名 称	数量	引渡 時期	引渡 場所	返納 時期	返納 場所	有償 無償 の別	備 考
1	M.No.755 船体線図	1 部	契約相手 方の申請 後速やかに	防衛装備 庁艦艇装 備研究所 (目黒地 区)	納入時	防衛装備 庁艦艇装 備研究所 (目黒地 区)	無償	
2	M.No.755 船体寸法表	1 部						

4. 2 承認用図面

契約相手方は、表 5 に示す承認用図面を官（防衛装備庁艦艇装備研究所艦艇・ステルス技術研究部流体研究室室長気付）に提出し、承認を受けるものとする。

なお、承認用図面は紙もしくは電子媒体により提出すること。

表 5 承認用図面

番号	名 称	部数	提出時期	備 考
1	計画線図	2 部	契約後 速やかに	正面線図は 1 / 1 とし、その他は 1 / 2 の縮尺とする（寸法表を含む）
2	排水量計算書	2 部		船体の排水容積、浸水表面積、浮心位置（前後位置および高さ）、水線面積、浮面心位置、方形係数 C_b 、柱形係数 C_p 、水線面積係数 C_w 、横断面積係数 C_m 、横メタセンタ高さ TKM 、縦メタセンタ高さ LKM を含む
3	排水量等曲線図	2 部		
4	横断面積曲線図及び水線幅曲線図	2 部		計画喫水における横断面積曲線及び水線幅曲線とそれらの数表
5	船体構造図	2 部		材料表示を含む
6	船台構造図	2 部		船体を設置した際のレイアウトを含む

4. 3 提出書類

契約相手方は、表 6 に示す書類を官に提出するものとする。

表 6 提出書類

番号	名称	部数	提出時期	提出場所	備考
1	製作用線図 及び承認図 面データ	1 部 (電子 媒体)	承認後 速やかに	防衛装備 庁艦艇装 備研究所 (目黒地 区)	2.5.2 項により作成した線図 (IGES, STL 等の汎用ファイル形式の 3 次元形状データ及び DXF 等の 2 次元データ) 及び 4.2 項で承認を受けた承認図面のデータを電子媒体に収録する。 (※追記不可とすること。)
2	社内検査成 績書	2 部 (紙及 び電子 媒体)	検査実施 前		2.4.2 項に示す事項の他、計画線図の寸法表と実測寸法の対応表を含む。紙媒体は A4 サイズを基本とすること。

4. 4 提出書類作成上の注意事項

提出書類の作成に当たっては良好な結果が得られるように作成内容について、官側と調整をするものとする。

4. 5 官側の支援

契約相手方は、この契約の履行において、官の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官の規則を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

4. 6 発生材の処置

本件の実施により、生じた発生材については、官と調整の上、契約相手方の責任において適切に廃棄・処分を実施するものとする。

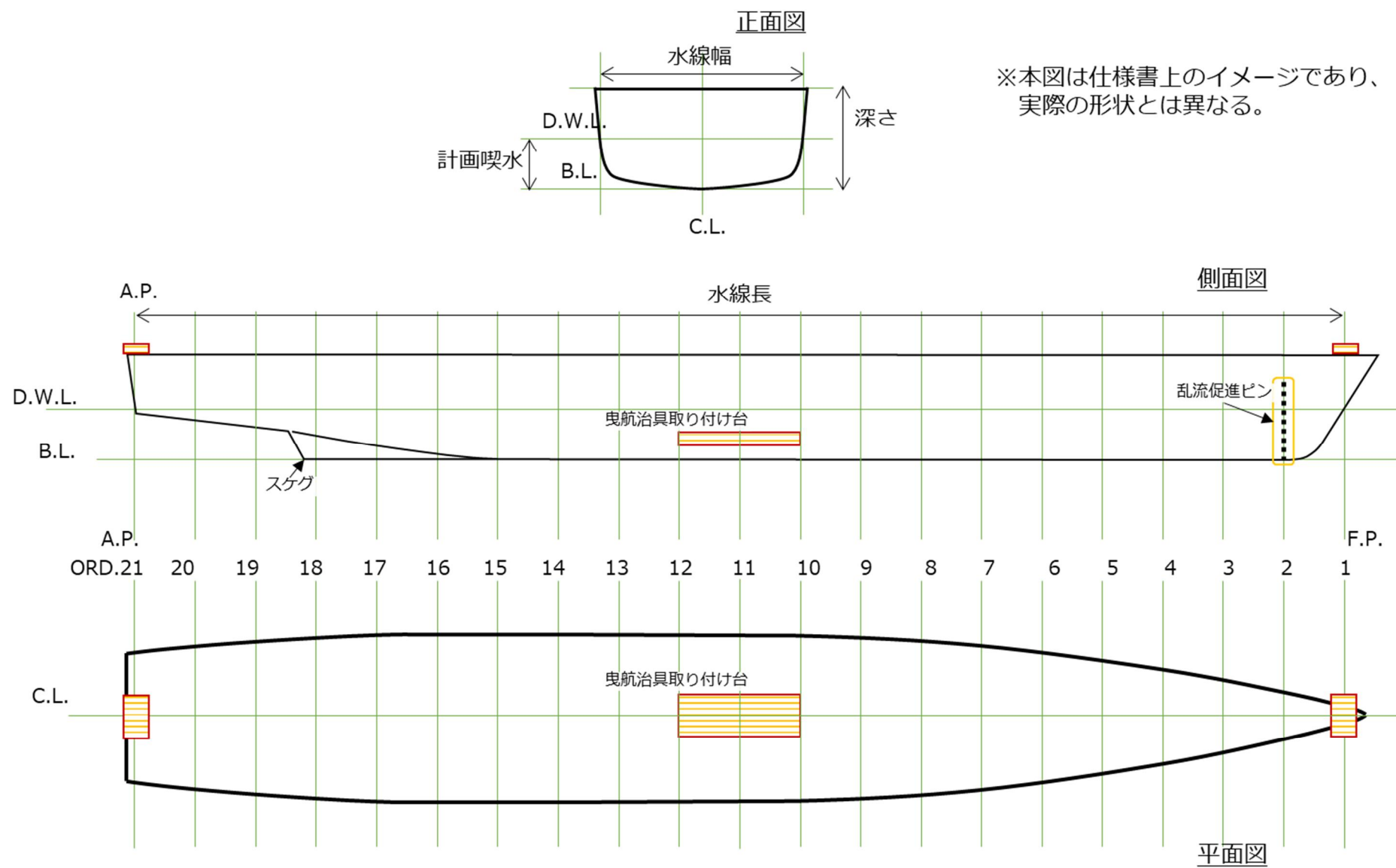
4. 7 知的財産の取扱い

契約条項の規定に基づき、知的財産を取扱うものとするほか、以下規定は契約条項の規定に優先するものとする。

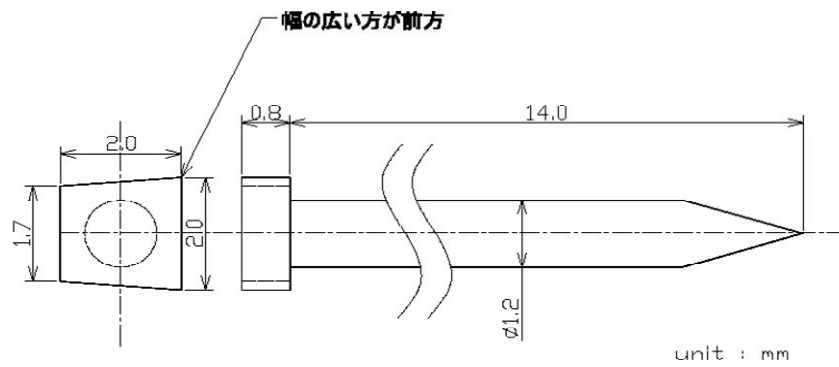
- 1) 契約相手方は、契約書又は仕様書等の定めるところにより官に提出された著作物の著作権 (著作権法第 21 条から第 28 条に規定する権利をいう。) について、提出書類は官に提出した時、納入品は官が受領した時に、全ての権利 (著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。) を、官に譲渡する。
- 2) 前項の規定は、契約相手方の固有の技術資料 (契約条項に規定する乙の固有の技術資料をいう。以下同じ。) に係る著作権には適用しない。
- 3) 契約書又は仕様書等の定めるところにより官に提出された技術資料を利用及び処分する権利 (契約条項に規定する技術資料を利用及び処分する権利をいう。以下同じ。) は、官が有する。ただし、当該技術資料に含まれている契約相手方の固有の技術資料を利用及び処分する権利は、この限りでない。

4. 8 その他

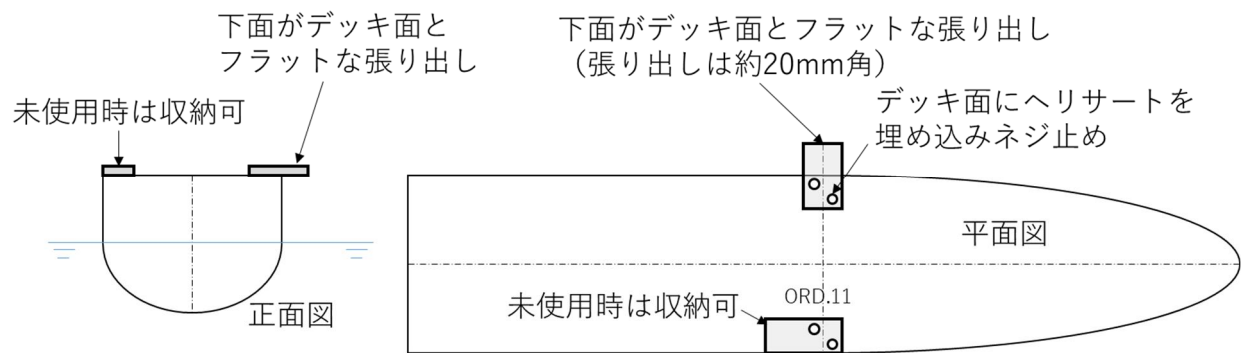
この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。



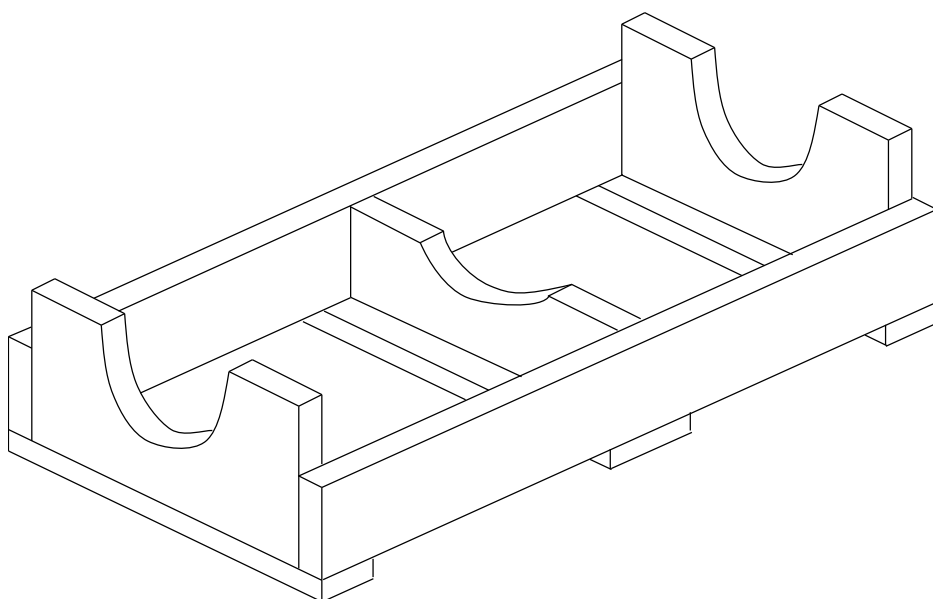
付図1 模型船（船体）概要



付図2 乱流促進ピン形状図



付図3 喫水計測用突起物イメージ



付図4 船台イメージ図

公 告	番 号	公告第61号
	年 月 日	令和8年9月18日

入札書

令和8年10月28日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長 北村 優子 殿

住 所
社 名
代 表 者 名

担 当 者 名
連 絡 先

貴庁「入札及び契約心得(地方調達)」及び基本契約条項
等を承諾のうえ下記のとおり入札します。

金 額 ¥ _____	納 地	防衛装備庁艦艇装備研究所 (目黒地区)		
	履行期限	令和9年3月5日		
	業者コード			
品 件 名	規 格	数量・単位	単 価	金 額
模型船(M.NO.755)の製造		1 式		
計				

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の100／110に相当する金額を記入すること。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長 北村 優子 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達（G E P S）利用せず、紙入札書による入札を実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、公告番号、公告年月日
- 2 入札日時
- 3 政府電子調達（G E P S）を利用しない理由
- 4 今後の導入予定について

郵便による入札について

1 郵便による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日(前日が「行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という)の場合には、その直近の休日でない日)までに必着のこと。

また、宛先は「防衛装備庁 艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官」とすること。

2 郵送する書類等

① 入札書

3 封筒について

① 前項①を入れる封筒(以下「内封筒」という。)については、長3(縦235mm×横120mm)程度とし、表面に公告番号、件名及び「入札書在中」と明記のうえ、必ず封印すること。

② 封印した内封筒を外封筒に入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載のうえ送付すること。

4 入札の回数

初度入札のみを有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。

6 その他

① 郵送による入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

② 郵送先は次のとおりとする。

〒153-8630

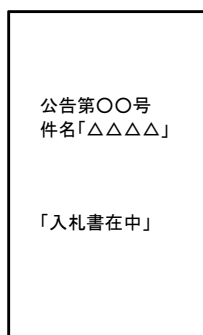
東京都目黒区中目黒2-2-1

防衛装備庁艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官 宛

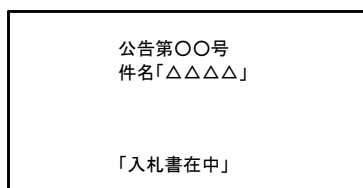
「入札書在中」

《参考》 ※ あくまでも例なので、縦横等は随意

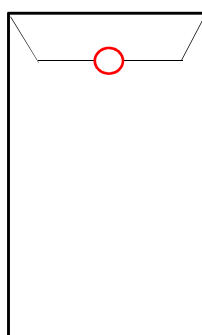
内封筒(表)
長3程度



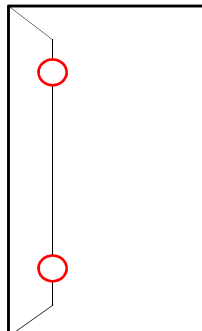
又は



内封筒(裏)



又は



外封筒
(内封筒が入るサイズ)

